

# 新年度の御挨拶

## 産業廃棄物の適正処理を推進 処理業者の育成と優良認定取得

新年度を迎えるにあたり、平素、皆様方には協会の事業運営に対しまして格別のご支援とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

日頃より産業廃棄物の適正処理に努めおりますが、昨年度も廃棄物処理法違反により産業廃棄物処理業者の行政処分が数件発生したことから、今年度は、優良産業廃棄物処理業者育成及び優良認定取得の推進、電子マニフェストの普及促進、講習会、産廃関係者の幹部研修等を通じて会員をはじめ業界全体の法令順守に、一段の努力を重ねていきたいと考えております。

現在、日本はもとより世界各地で新型コロナウイルスの感染拡大が、社会生活や経済活動に大きな制限をもたらしています。廃棄物の処理につきましては、県民生活を支える必要不可欠な社会インフラであり、新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物を適正に処理しつつ、それ以外の廃棄物の処理についても安定的に事業を継続されるようお願いいたします。また、昨年は台風19号等により関東地方等で甚大な被害が発生しました。当協会は、環境省中部地方環境事務所及び三重県の要請により、昨年11月から長野県千曲市と長野市の膨大な災害廃棄物の処理に、社



一般社団法人  
三重県産業廃棄物協会  
会長 井上 吉一

## 改正産業廃棄物条例の施行 次期廃棄物処理計画の策定

万緑の候、貴協会におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃から本県の廃棄物行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さらに、新型コロナウイルス感染症のまん延が懸念される中にあっても、県内の事業活動において必要不可欠な社会インフラである廃棄物処理事業の継続にご尽力いただいていることにつきまして重ねて御礼申し上げます。引き続き、安定的な生活の確保及び社会の安定の維持の観点から、より一層の取組を進めただくようお願いします。

さて、本県では、「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」につきまして、産業廃棄物処理施設を設置する際の合意形成手続きの見直しや優良認定処理業者への処理委託時に



三重県環境生活部  
廃棄物対策局  
局長 安井 規

会貢献の一環として応援協力してまいりました。一方、東南海トラフ大地震の発生が懸念されている中、三重県、各市町と災害廃棄物情報伝達訓練の実施等を通じて災害廃棄物処理体制を確立しております。

また、廃棄物の処理は、法律に基づいて適正に行う必要があるところ、その扱いとなる廃棄物処理法が公布から50年を迎えました。その後、この法律は累次の改正が行われ、その内容も複雑になってきています。さらに、昨年度は、三重県産業廃棄物条例の大幅な改正や、土砂条例が制定されるなど、これに的確に対応することが求められていますので、研修会や会報誌等を通じ、会員の方に随時お知らせし、周知を図っております。

このような時代の変化の中、本年度は、排出事業者と処理業者が廃棄物処理法の趣旨に基づきそれぞれの責任を果たし、会員の皆様がSDGsに沿った事業運営の展開や労働安全衛生を推進するとともに、三重県行政と連携を密にし、会員の皆様と共に産業廃棄物の適正な処理に向けた取組みを一層進めてまいりますので、今後とも皆様のご支援とご協力をお願い申し上げ、新年度の挨拶とさせていただきます。

おける規制の合理化等の改正を昨年度行い、本年10月1日に施行することとしています。今後、改正内容について広く周知を行ってまいりますので、貴協会におかれましてもご協力をお願いいたします。

また、今年度は、次期「三重県産業廃棄物処理計画」の策定を進めます。次期計画においては、プラスチックごみ対策や食品ロスの削減等の新たな課題に対応するとともに、SDGsの考え方を取り入れ、さらなる廃棄物の3Rと適正処理を促進していきたいと考えています。引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

最後になりましたが、貴協会並びに廃棄物処理に携わる皆様の益々のご発展を祈念いたしまして、新年度のご挨拶とさせていただきます。

# 令和2年度 事業計画

## 事業方針

### (1)適正処理の推進

廃プラスチック類等廃棄物処理の停滞は、処理価格の高騰や廃棄物の円滑な処理に支障をきたす状況が継続しています。廃棄物の不適正処理により業許可の取消し等が今なお見受けられることから、適正な事業の推進、さらに向上を目指す取り組みが求められています。

### (2)災害廃棄物対策

令和元年度には台風19号等により全国各地で大きな災害が発生し、災害廃棄物の処理が大きな課題となり、当協会は長野県等で発生した廃棄物の収集運搬及び処分について協力をに行っており、これらの経験を踏まえてさらなる体制の充実が求められています。

### (3)法令の遵守

国においては、電子マニフェストの義務化やフロン対策、地球温暖化対策等関係法令の見直しが行われました。三重県でも、「環境基本計画」の改定や「三重県産業廃棄物の処理の推進に関する条例」の改正、「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」の制定等、制度の見直しが進められていることから、一層法令順守を徹底していく必要があります。

### (4)SDGsへの対応

2015年に国連で採択された持続可能な開発目標SDGsについては、17目標は多岐にわたっていることから事業活動と社会課題の解決との整合について理解を深め実践につなげていく取組が求められています。

### (5)令和2年度の取り組み

令和2年度は、県・市町等の行政機関と連携のもと、災害廃棄物処理などの公益事業をさらに充実させるとともに、会員のコミュニケーションの強化や情報の共有化を一層進め、産業廃棄物処理業界の振興と適正処理の推進を図る取組を行っていきます。

1. 行政機関等と協働して、産業廃棄物の適正処理の推進と確保及び事業活動に係るコンプライアンスの徹底
2. 不法投棄等不適正処理を根絶するため、県と協働で街頭啓発活動、不法処理防止活動の実施、及び産業廃棄物処理研修会・講習会等の開催による情報の共有化と法令理解の推進
3. 優良産業廃棄物処理業者の育成
4. 国、県、市町と連携した災害廃棄物処理応援体制の充実及び発生時の応援体制の確立
5. 労働災害を根絶するため「令和2年度労働災害防止計画」の実行推進
6. SDGsの理解と促進
7. 会員の連携によるさらなる獲得及び財政基盤の充実

## 目標の設定

### 1 行政等と連携した公益事業

- ①電子マニフェストの操作研修会等を開催し電子マニフェストの普及促進を図る。
- ②県と協働して、不法投棄、不適正処理を根絶するための、街頭啓発活動、不法処理防止活動並びに産業廃棄物処理研修会・講習会等を実施する。
- ③国、県、市町と連携して災害廃棄物処理応援体制の充実を図るための情報伝達訓練の実施及び発災時における広域連携を含めた災害廃棄物処理の迅速な処理を実施する。
- ④廃棄物処理法等を周知するため、県と協働して排出事業者及び処理業者への研修会開催。
- ⑤協会が実施する研修等のテーマ設定においてSDGsの観点を意識し理解の促進を図る。

### 2 産業廃棄物処理業者優良事業者の育成

優良事業者の育成を図るために、県と協働して研修会、相談会等を開催してその育成と普及を図るとともに、更新時のチェック機能を高め、インセンティブを向上させる取組を実施。

### 3 「令和2年度労働災害防止計画」を実行し、労働安全衛生水準の一層の底上げを図る。

### 4 新規会員の勧誘

会員数は現在約420事業者であるが、440事業者を目指し協会員一丸となって勧誘活動を行う。

## 令和2年度 収支予算骨子

### ■経常収益の部

・入会金	200,000円
・会費	32,110,000円
・事業収入	11,215,000円
・補助金	2,830,000円
・その他	1,702,000円
収益合計	48,057,000円
	(前年度予算より825,000円増)

### ■経常費用の部

・実施事業会計	13,840,000円
①産廃研修事業	6,022,000円
②災害、不法処理等	7,818,000円
・その他会計	36,284,000円
・法人会計	5,420,000円
費用合計	55,544,000円
	(前年度予算より1,410,000円増)